

第39回休眠預金等活用審議会・  
第19回休眠預金等活用審議会ワーキンググループ  
議事録

1. 日時：令和5年3月20日（月）13:00～14:02
2. 場所：オンライン会議
3. 出席者：
  - （委員） 高橋会長、程会長代理、梶川委員、清原委員、篠崎委員、白井委員、野村委員、服部委員、萩原委員
  - （専門委員） 小河主査、曾根原主査代理、江口専門委員、栗林専門委員、白石専門委員、玉田専門委員
  - （内閣府） 田和事務次官、井上内閣府審議官、林統括官（経済社会システム）、小川休眠預金等活用担当室室長、小川休眠預金等活用担当室参事官、下井休眠預金等活用担当室参事官
  - （指定活用団体：一般財団法人日本民間公益活動連携機構）  
岡田専務理事、大川事務局長
4. 議題：1. 日本民間公益活動連携機構の2023年度事業計画（案）等について

○小川室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第39回の休眠預金等活用審議会、それから、第19回の休眠預金等活用審議会ワーキンググループ、これらの合同会議を開催させていただきます。

本日もオンライン開催とさせていただきます。出席の皆様におかれましては、大変お忙しい中御対応いただきまして、誠にありがとうございます。

私は内閣府の休眠預金等活用担当室室長の小川でございます。今日もよろしくお願いを申し上げます。

本日の出欠でございますが、三宅専門委員が御欠席、篠崎委員が終盤で途中での御退席と伺っております。また、JANPIAからは岡田専務理事、大川事務局長に御出席をいただいているところでございます。

早速本題でございますが、本日はJANPIAの2023年度事業計画・収支予算（案）について御審議をいただきたいと存じております。

御承知のとおり、これら事業計画等は、休眠預金等活用法におきまして、政府が策定しました基本計画に即して作成をし、3月末までに内閣総理大臣の認可を得る必要があるとされているところでございます。その際に、内閣総理大臣は審議会の意見を聴くことが求められているところでございまして、本日のこの審議会・ワーキンググループはそうした位置づけで開催されているものでございます。ここの御意見を踏まえまして、所要の調整を

経て、政府が認可をする運びとなるものでございます。

本日の会議資料でございますが、議事次第に記載されているとおりでございます。

資料の取扱いでございますが、既に公表されているものを除きまして、資料1から3については非公表としまして、認可後に確定版を公表することとしたいと考えてございます。同様に、議事録につきましても、認可後に速やかに公表することと考えておるところでございます。

それでは、以後の議事進行につきましては、高橋会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○高橋会長 皆様、こんにちは。では、これから議事に入らせていただきたいと思います。

まず、JANPIAから「2023年度事業計画・収支予算（案）のポイント」、資料1について説明いただいて、次に、内閣府から「2023年度事業計画等の認可について」、こちらが資料3ですけれども、これを説明いただきたいと思います。その後、JANPIAの2023年度事業計画・収支予算（案）について意見交換を行いたいと思います。

それでは、まずJANPIAから資料1について説明をお願いします。よろしくお願いします。

○岡田専務理事 JANPIAの専務理事の岡田でございます。

お手元に資料1、資料2として事業計画の案をお示ししています。正式に認可をお願いしたいのは資料2でございますが、概要を説明するというので、ポイントとして資料1で御説明させていただきます。

1ページをめくっていただけますでしょうか。この事業計画・収支予算の位置づけでございます。指定活用団体JANPIAは、毎年度事業開始前に政府の基本計画に即して事業計画・収支予算を作成して、内閣総理大臣の認可を受ける必要があるということが法律に定められています。2にありますように、その計画・収支予算には、そこに書かれているような項目を盛り込むことが決められているところでございます。これに基づきまして、2023年度の事業計画・収支予算（案）を策定いたしましたので、その基本的な考え方を御説明させていただきます。まず、2023年度の基本計画、内閣総理大臣決定、これは2月に審議会でも御議論いただきましたけれども、その基本計画の変更点に即し、また、昨年末御議論いただきました「休眠預金等活用法の5年後見直しの対応方針」などを踏まえまして、2022年度の事業計画・収支予算を変更して、2023年度の事業計画・収支予算として作成したものでございます。

次のページでございます。上のほうは政府がつくれます基本計画のポイントでございます。それを踏まえまして、JANPIAの事業計画では、下のほうに定めていまして、大きく3つのことを掲げています。1つ目は、助成限度額につきましては、通常枠40億円ということで、複数回、恐らく2回程度でございますが、実施をするということでございます。それから、新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠は継続いたしまして35億、これは随時公募という形で実施をしたいということで考えています。それから、人員につきまして、監督機能強化のために3名程度の増員、それから、調査・研究と書いてありますが、

新しく5年後の見直しで導入されます出資や活動支援団体などへの対応も含め、調査・研究などとして5名程度の確保に必要な予算をお願いしたいと考えているところでございます。3つ目といたしましては、5年後見直しにつきましては、政府の計画で定められておりますように、今後法律改正を行うときには必要に応じて政府の基本計画が変更されますので、それにおいて事業計画を変更していきたいという方針でございます。

次のページをお願いいたします。まず、2023年度の事業計画のポイントでございます。5年後の見直しとの関係でございますが、5年後の見直しの事項で1点だけこの基本計画に盛り込む必要があることがございます。コロナ禍などの影響で2019年度の事業につきまして特例的に事業期間の延長の申請ができるという扱いがございますので、その項目につきまして、事業計画に盛り込んでいるところでございます。それ以外につきましては、下にありますように、法律改正が成立した後、それから、施行された後に2回に分けて必要な事業計画の見直しを行いたいと考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。2023年度の事業計画でより高い信頼確保措置の導入ということについて盛り込みたいと考えております。これにつきましては、休眠預金活用事業の取扱いにつきまして、SNSやインターネット上で様々な指摘が行われてきております。JANPIAに対しましても、匿名ではございますが、公益通報が行われているところでございます。また、休眠預金活用推進議員連盟の先生方からも同様の指摘を受けておまして、より高い信頼性の確保のための導入措置として、以下の大きく4つの項目について盛り込みたいと考えているところでございます。

最初は、不動産の取扱いでございます。土地の購入については助成の対象外とさせていただきたいと思っております。助成対象は賃貸のみとするという扱いでございます。建物につきましては、賃貸を原則といたします。ただし、事業目的の達成のために必要不可欠であり、他に代替手段がない場合に限り、特例として購入を認めたいと考えています。その際、購入価格の経済的合理性を当機構JANPIAでしっかりと確認するとともに、評価額の80%を上限として助成を行う形にしたいと思っております。その財産の処分などにつきましては、法人税法に定めます減価償却資産の耐用年数を基にして、制限の期間を設けたいと思っております。これ以前に事業を終了する場合には、財産価値相当分の返還を求めるといった扱いを考えているところでございます。

2つ目は、実行団体選定の公正性です。利益相反についての様々な議論がございましたので、これにつきましても適切な対応を取りたいと考えております。利益相反の疑いを外形的にも排除する観点から、資金分配団体と実行団体、申請団体との役員の兼務は不可という扱いにさせていただきたいと思っております。また、過去に兼職関係があった場合でも、退任後6か月間は実行団体への公募申請をできないような扱いにしたいと思っております。

3つ目、ガバナンス・コンプライアンス規程の公表の問題でございます。実行団体の規程類の公表につきましては、実行団体の規程類が資金分配団体との間で約定された期限内

に公表されない場合につきましては、実施期間中については、助成金の一部の支払いを留保する扱いにしたいと思っています。事業終了後におきましては、その当該実行団体及びそれを選定した資金分配団体による今後の公募申請につきましては、審査において減点要素とさせていただきたいと思っています。加えて、規程類の運用状況につきまして、事業完了後1年後に当機構JANPIAにおきましてサンプル調査を実施したいと思っています。

それから、欠格要件、これは主に政治活動を行ったり、宗教活動を行ったりする団体は、休眠預金助成の対象外ということで法律で定められていますが、それにつきましても様々な議論がありまして、取扱いを明示したいと思っています。欠格要件に該当する不適切な事例を公募要領などに明示し、これを行わないことを契約内容としたいと考えております。それから、公益通報窓口などに情報提供が寄せられた場合に、必要な調査を実施したいと思っています。それから、助成金がそういった目的に使われないことを確認するために、事業報告書、精算書類などを精査して、運営状況を定期的に確認するという扱いにさせていただきたいと思っています。

以上のような形で、信頼確保措置につきまして取り組みたいと思っています。

次のページをお願いします。2023年度の収支予算の概要でございますが、2023年度休眠預金等交付金の申請額は44.9億円を予定しているところでございます。このうち、助成事業費については69.7億円ということでございます。最初に御説明いたしましたように、通常枠40億円、コロナ枠35億円でございますが、①にありますように、40億円は3年間の額でございますので、そのうち2023年度、2024年度に必要な額18.3億円を計上しています。それから、コロナ枠は単年度事業ですので、35億円計上しております。また、2021年度、2022年度、過去に採択された事業について2023年度分に必要な額16.4億円を計上しまして、69.7億円という形になっています。JANPIAの運営経費は8.1億円です。これは次のページで御説明させていただきます。合計77.8億円という予算を計上しているところでございます。

ただし、その下にありますが、昨年度までは休眠預金の交付金が7月以降に交付されるということで、本年度の4月から6月分につきましては、昨年度の予算で積立てが行われているところでございます。また、過去の決算で使用されていない繰越分がございますので、その金額のトータルとして32.9億円を、積立金でJANPIAに積み立てていたものを取り崩すような扱いをしたいということでございまして、それを差し引きまして、交付金の申請額は44.9億円という取扱いで考えているところでございます。

次のページで、これがJANPIAの事務経費でございます。まず、人件費でございますが、最初に御説明いたしましたように、コンプライアンス体制の強化、調査・研究などに要する人員増で、トータル8名の増員を考えているところでございまして、それに必要な経費7700万円を計上したい、増加させたいということで考えているところでございます。これは毎年これだけ増えているというよりは、今年度はこういった体制強化が必要なので、一時的にこれをつけるということで考えているところでございます。

(2) 事務局経費でございます。ここにつきましては、審議会の先生方からも様々な御意見をいただきましたが、もっと広報力・発信力の強化に努めるべきではないかということで発信力の強化、JANPIAのホームページに様々な情報がありますので、それを検索する機能を充実させる、それから、統計分析などへの利活用もできるようなことを進めていきたいと思っています。それから、パソコンのリプレースの費用だとか、シンポジウムの会議費だとか、必要な経費を計上させていただきたいと思っております。その額が7000万円ぐらいでございます。広報の充実ですが、ここは一度やってしまえばこれからずっと使えますので、そういう意味では一時的に増加をお願いしたいということで考えているところでございます。

(3) 委託費・諸謝金でございます。今年度は19年度に採択した事業が終了いたします。最後の報告書が出来上がって来たりしていますので、そういうものを整理して、知の構造化という形で整理していく必要があるだろうと考えております。そのために必要な各種調査・研究、さらに追跡評価の事業につきまして、外部委託費などの計上をお願いしたいと思っています。1900万円のお願いをしています。

それから、システムにつきましては、大きな開発が一段落したことがございまして、昨年度に比べて4600万円の減という形にしているところでございます。

2023年度につきましては8億1300万円、昨年度に比べまして1億2000万円の増で予算をお願いしたいと思っております。

以上で私どもからの説明を終わりますが、先ほどの信頼性確保の件で大川事務局長から補足的に御説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○大川事務局長 JANPIAの大川でございます。

私から補足ということで少し説明させていただければと思います。まず、画面に出ております、先ほど岡田専務理事から御説明申し上げました4つのポイントですけれども、不動産のところなのですが、外部からの通報もございまして、ある実行団体の事業においてシェルター等の確保、これを目的としたもの、それで土地・建物を取得するといった事業があったのですが、この調達価格が実勢価格より高いといった御指摘、また、そういったものへの助成が適切に行われているのかという点での指摘もありました。これを踏まえまして、当該事業の調査であるとか、休眠預金の事業における他の事例調査も行いましたところ、全体としては大きな問題があるということではなく、指摘があった件につきましても大きな問題があるという理解ではないのですが、ただ、この調査の過程の中で、こういった事業の信頼性、資金支出の管理面での実効性の担保、確保をしっかりと進めていかなければいけないのではないかという観点から、こういった不動産の取扱いの整理をしています。内閣府様にもかなり具体的な相談もさせていただいた中ではあるのですが、特に土地につきましては、助成金で調達をした後でも一般的に財産価値がなかなか低下しないであるとか、そうしますと、財産処分制限、10年間の制限をかけているのですが、これを超えて自由に処分ができる、これはどうなのかという御指摘も議連での議論の場でもありま

したし、そういったところを踏まえてこういったルール変更を今回御提案させていただいているということでございます。

利益相反のところも同様に通報がございまして、全ての実行団体、資金分配団体、これは事業が終了しているところも含めて私どものほうで全件調査をしたところ、資金分配団体と実行団体との役員の兼務、兼職状況があるところが十数団体確認されましたが、いずれも審査の過程において議決から外れる等しておりました。現在のルールでは原則的には資金分配団体と実行団体の役員の兼職は禁止としております。原則ということなので、調べた内容について問題があるということではないのですが、利益相反については、こういった通報にとどまらず過去においてもその疑義について通報案件が数件ございましたので、外からの透明性や信頼性の確保の観点からも、実行団体選定の公正性については、こういったルールを改めて明確化すること、また、ある程度厳格化することが必要だろうという判断に至ったものであります。

また、ガバナンス・コンプライアンス規程の公表につきましても、これは通報があったものですから、改めて全件調査を行いましたところ、特に2020年度の通常枠ではなくて緊急助成で、事業が既に終わっているもののうちの実行団体の4割において公表ができていないことが確認されております。ですから、ここを踏まえて、まず、現在においても適切に公表が行われるようにというフォローを資金分配団体との間で私どものほうで進めているところではありますが、ルールも明確に周知していくと。目的やなぜこれをやらなければいけないかの理解も含めて周知をしていくことが必要かということで、今回5年後見直しのタイミングといいますか、このタイミングでの事業計画にもしっかり反映し、公募要領等でもしっかり周知をしていくということで書かせていただいております。

また、欠格要件のところでもそうなのですが、これは特に5年後見直しの法改正の対応案、議連のほうでパブコメなどをされましたけれども、そちらの中で政治的な活動に使われないようにという皆様からのコメントなども多く寄せられておりました。踏まえて、しっかり透明性、公正性を確保していく観点から、例えばこういう事例は不適切な事例に該当しますよということをしかり明示もして、そこを踏まえた事業の公募、事業計画、申請内容といったものを御提出いただく。また、実際の事業の運営の場でもそういったところにしっかりと留意して御対応いただけるようにということを今後進めていきたいということで書かせていただいております。

その他、こちらの事業計画の詳細は後半のほうに記載がございしますが、先ほど岡田専務理事より御説明しました、予算のところを書かせていただいたことを具体的な事業に落とし込むとこういうことを進めていきますということが詳細に書かれておりますので、ぜひお目通しをいただければと思います。

補足でありました。以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

次に、内閣府から資料3について説明をお願いします。

○小川参事官 内閣府でございます。

資料3の下の表を御覧いただければと存じます。左側に政府の2023年度基本計画の主な変更点、右側に御説明のございましたJANPIAの2023年度事業計画、こちらを対比したものでございます。

まず、左から御覧いただければと存じますけれども、政府の基本計画で4つほどポツがございますけれども、基本計画におきましては、法改正が行われた場合に、基本方針以下を変更するという事を記述いたしました。また、交付金の額でございますけれども、通常枠40億円、新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠として35億円ということで記述してございます。また、JANPIAにおきまして、監督の強化、調査・研究機能の充実、これに必要な人員を拡充すべく、所要の予算を計上してくださいということで記述してございました。これらにつきましては、JANPIAの御説明がございましたように、いずれも反映されているものと考えてございます。

また、5年後見直しの対応方針における見直し事項との関係でございますけれども、こちらにつきましても、JANPIAの事業計画におきまして、コロナを理由とした2019年度通常枠の実行団体における事業進捗の遅れにつきましては、特例的に事業期間の延長を認めるという旨が記述されてございます。

そのほか、御説明がございましたように、より高い信頼性確保措置の導入、収支予算が記載されてございますけれども、いずれも2023年度の政府の基本計画、また、5年後見直しの対応方針、これを踏まえた内容になっていると内閣府としては考えているところでございます。こちらで認可をしたいと考えているところでございますので、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

御説明は以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、2023年度事業計画・収支予算（案）について、意見交換を行いたいと思います。どなたでも御意見のある方は「手を挙げる」ボタンで表示をいただきますようお願いいたします。私から指名させていただきます。どなたかありますでしょうか。

白井委員、どうぞ。

○白井委員 御説明ありがとうございます。

特に、ガバナンス・コンプライアンスが疑われている状況の団体について、このようにしっかり調査をしていただいて、その結果を公表していただいて、また、その在り方をアップデートしていくことは非常に重要だと思いますので、それについても御説明いただいたこと、ありがとうございます。

気になっているのが、検索機能の強化に予算をつけるということだったのですけれども、昨今、AIの技術の進歩が日進月歩という中で、今も例えばChatGPT-4が本当に人間以上の能力を持ちつつあることが非常に話題になっていますし、来月、再来月には状況がまた進歩しているだろうということが言われている中で、検索機能の開発にお金と時間をかけてし

まうと、それが出来上がった頃には全く意味がありませんというものになっている可能性が非常に高いと思っていますので、その辺りの進化の状況などをしっかり踏まえた開発計画を立てる必要があるかと思っています。具体的には、どちらかという検索機能をこちらで開発するというよりは、とにかくこちらの持っている情報をオープンにしていくと。それこそ外からの検索機能でしっかり引っかかって、その情報にアクセスすることができる状態を保っていることが最優先なのかと思っていますが、その辺りを含め御検討をお願いできればと思っています。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

検索機能については、JANPIAさん、いかがですか。

○岡田専務理事 私どもは今「休眠預金活用事業サイト」でいろいろな情報を公開しているわけですが、その中で、例えばひきこもり関係の事業をどこでどのようにやっているかが分かったほうがいいのではないかと、子供食堂関係や子供支援のものはどういう事業があったほうがいいということがホームページを見ているだけだとなかなかつかめませんので、どこかそういうことが検索できるような仕組みがあったらどうかということで考えたところですが、白井委員御指摘のとおり、技術がどんどん進んでいくところにちゃんとついていって適切に実施されることが必要だと思いますので、そこら辺は十分専門家の御意見も聞きながら、適切に対応していきたいと考えているところがございます。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、白石専門委員、どうぞ。

○白石専門委員 御指名ありがとうございます。

私からは1点、先ほどの4ページの信頼性確保の中で、実行団体選定の公正性についてコメントさしあげたいと思います。資金分配団体と申請団体の間で、特に申請時、審査時に利益相反がある場合は排除していくというのは非常に賛成でございます。その意味では、一つは役員の兼職のみならず、例えば重要な取引先であるとか、そうした関係性があるところも恐らく利益相反という観点では排除していくところをかなり厳格にしていく必要があるのではないかと考えています。

一方で、審査のときに役員の兼職がある、あるいは審査前に例えば6か月前にある一定の期間について兼職がある場合は当然取り除くべきだと思うのですが、実際に審査した後実行団体を選定して例えば助成を始める、あるいは今後出資のスキームですと実際に出資をして投資先になるケース、この場合は経営支援の力がきちんとある中間支援組織、資金分配団体ほど、非常勤あるいは業務執行に関わらない形で支援先の株式会社であれば取締役会に参画をする、あるいは相手がNPOであれば理事として非常勤の理事になるケースは実は非常にあります。

その理由は、1つ目は、業務執行には関わらないわけですがけれども、執行がきちんとなされているか管理監督を行うのがまさに役員会、株式会社であれば取締役会、NPOであれば理事会の役割ですので、その理事会なり役員会を通じて管理監督をしていく、非常勤の役員としてやっていく。2つ目は、重要な意思決定を理事会で行っていきます。例えば事業計画の承認、予算の承認、あるいは多額の資金を使う等の重要な意思決定に、ガバナンスという観点で業務執行の役員として参画をしていく。強いて言えば、そうした理事会なり役員会を通じたガバナンスの仕組みをつくっていくのが、組織形成という意味でも非常に経営支援の一つの大きな目的でもあるのですね。

そういう意味では、審査前と審査後はかなり様相が変わりますので、今後特に出資を解禁していくことになると、資金分配団体のケースでは重要な投資先ほど役員派遣を非常勤でしていくケースもこれから出てくると思いますから、この辺りはよく実態に合わせた検討を要するのではないかと思います。

私からは以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

JANPIAさん、何かコメントはありますか。

○岡田専務理事 特に出資の場合の取扱いについての御指摘だったと思いますけれども、それについて具体的にどういう形にするのか、この審議会でもよく御相談させていただく必要があると思っていますので、そのときに具体的にさらに詰めた議論ができればと思っています。ぜひお力を貸していただければと思っています。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

○白石専門委員 ありがとうございます。

1点、これは実は出資だけではなくて、中間支援組織でもいわゆるベンチャーフィランソロピーモデルと言われる経営支援と助成のベンチャーキャピタルのように力を入れてやっていきたいと思いますという組織の場合は、助成を行いながら支援先のいわゆるボードに役員として非常勤で入るケースがありますので、そういう意味では出資だけのケースではないと思います。今後経営支援を強化していく団体が日本でも出てくる中では、恐らくガバナンスの観点で助成先のボードに入るケースは今でもあるのかもしれませんが、これから出てくると思いますので、ぜひこの辺りを今後の検討段階として、経営支援の一環として、特に先ほどのようなガバナンス・コンプライアンスをきちんとやっているかどうかとか、あるいは実際に助成の内容に沿って実際の助成の活動が行えているかどうかを管理監督する面でもかなり重要になると思いますので、併せて議論させていただければと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

JANPIAにおかれましては、その辺についての調査・研究を続けていただいて、議論に備えていただきたいと思います。

続いて、清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

本日御説明いただきました事業計画等の認可については、資料3で内閣府において2番目に示されておりますように、「2023年度の基本計画に即していること、また、5年後見直しの対応方針等を踏まえた内容と認められることから、これで認可することとしたい」というその御意向について、私は賛同いたします。

その上で、2点、今後の運用についての期待を申し上げたいと思います。1つ目は、先ほど白石専門委員も御指摘されました4ページの4項目、「より高い信頼確保措置の導入の運用」についてです。この間、JANPIAにおかれましては、通報も含め、謙虚にそうした問題提起を傾聴して全件調査をされました。そして、本審議会においては、この5年後見直しのときにもいかに「ガバナンス・コンプライアンス」等が大切であるかを共有し、この休眠預金の制度を持続可能なものにするために配慮すべき事柄など、委員の皆様と検討してまいりました。そうしたことを踏まえて4項目に絞って集中的に検討されたことは、とても大切な対応であったと思います。いずれも重要な項目であると思います。

それを象徴して、3番目に「ガバナンス・コンプライアンス規程の公表」とありますが、規程をつくることそのことのみを必ずしも重視しているのではなく、規程をつくるということに象徴される「ガバナンス・コンプライアンスの実践」、それをJANPIAさんも各団体に期待してこの項目を掲げていらっしゃると思いますので、白石専門委員が言われましたように、それぞれの組織が資金分配団体であれ、実行団体であれ、この休眠預金を活用することについてももちろんですが、地域において公正な活動をする上で重要な取組を支援していく必要がさらにあると思います。最後にこの「ガバナンス・コンプライアンス規程の公表」のところに「整備された規程類の運用状況について、事業完了1年後に当機構においてサンプル調査を実施する」と記載されています。もちろん「事業完了1年後」は調査時期に関する一つの目安なのかもしれませんが、事業完了前の「プロセスにおいて適切に運用を判断できるような仕組み」も必要ではないかと思ひまして、このことについての検討も期待したいところです。

そこで、今回重要なポイントとして、予算にも反映されていることですが、「資金分配団体に対する監督機能強化3名程度、調査・研究等5名程度の人員を確保する」ということで、しっかりと予算が示されています。人件費としてプラスになっているのは「8名の増員」と書かれています。これから具体的にこの「ガバナンス・コンプライアンス」を実践していただくために、資金分配団体等に対してしっかりとした監督機能を果たしていただく、あるいは「出資」や「活動支援団体」という新しく取り組むべき業務においては、資質のある人材確保が極めて優先順位が高いと思います。したがって、一時的と御説明もありましたが、人件費についても増額を提案されているということは積極的な姿勢の現れだと思ひます。ぜひJANPIAさんにおかれましては、よりよい人材確保に向けて注力していただくことが、休眠預金制度への信頼を維持し、さらに、より高い信頼確保措置を導

入されたことの意義が可視化されることにつながるのではないかと思います、この人件費の具体的な活用について大いに応援をし、期待をさせていただきたいと思います。

以上です。どうもありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

JANPIAさん、いかがですか。

○岡田専務理事 清原委員から御指摘のありました点を肝に銘じて取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○清原委員 よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、野村委員、お願ひします。

○野村委員 ありがとうございます。

今の清原委員のお話とかなりかぶるところもあるのですが、皆さんも関心を持っておられる4ページ目の高い信頼確保措置の導入のところでは、私はこのガバナンス・コンプライアンスの規程の公表は望ましい施策であると考えますが、下手をすると、今、御指摘もありましたように、この規程をつくること、規程を公表することが目的となってしまうと、本来のコンプライアンスを実現することとは乖離していつてしまう可能性があると思います。単に規程を作ることを求めるだけだと、ほかの団体から借りてきて同じようなものをコピペして公表するような活動をただ促すことになりかねません。それではあまり意味がないので、それぞれの団体にとってコンプライアンスはどうあるべきなのかがちゃんと議論されているかどうか、間尺に合った形の施策が講じられているかが一番の着眼点にならなければいけないと思います。

特に、コンプライアンスは規程に書き込めないような仕組みがたくさんありまして、簡単に言えば、横領を防止するために金庫を買うときに、鍵で開けられるものなのか、鍵と例えばボタンでキーワードを入れなければ開かないものを用意するだけでもお金に触れるチャンスがかなり違ってきますので、それを入れるか入れないか。これは規程などに書くような内容ではないのですけれども、どういう金庫を用意するだけでも随分違ってきますし、あるいは室内にカメラを設置するだけでいろいろな不正が防止できたりするわけですが、こういうものは別に規程に書くようなものではなくて、業務に応じて必要であれば導入を検討するという感覚が大切だと思います。そういう点では、監視の着眼点としては、規程があればいいというのではなくて、自分たちの業務に相応しいコンプライアンス・ガバナンスを自ら考えて、その体制を構築しているか、そして、それが効を奏しているかを監視できるような体制を取っていただければと思います。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、小河主査、どうぞ。

○小河主査 ありがとうございます。

2点ございます。1点目は、先ほども利益相反のお話がありましたけれども、これについては、先ほど白石専門委員から特に出資においてあるいはソーシャルキャピタルの助成も含めてという点で出資後の役員派遣という御意見があったかと思えます。確かにこういうケースの場合は、まさに両者ともがウエルカムで受け入れるという状況の中でのことで、さらに次にステップアップするためにそれが必要だということもあるのではないかと思います。一方で、一般的なNPOの場合、それぞれの団体が独自性を持ってそれぞれ活動している、そういう中で、この休眠預金を受けたから併せていわゆる役員派遣も資金分配団体等からあるということも、それがスタンダードみたいな形になったりすることは逆によくない点でもあるのかと。それぞれがポリシーを持って活動していること、あくまでもそれを尊重していく必要性もあるのかと思えますので、一方で、その点の配慮も必要ではないかと私は考えているところです。

2点目なのですが、資料2の18ページの1個目の「『プログラム・オフィサーの役割』に関して」というところで今回入れていただいているところ、これはとてもありがたい思っております。私も以前の専門委員の会議の中でこのプログラム・オフィサーの調査をしていて、こういった調査も外部の方がやっていらっしゃるのですが、これからエビデンスベースでプログラム・オフィサーの役割等を考えていくときにはとても大切なのではないかと以前御指摘させていただいたのですが、早速ここにつきましては、既にJANPIAの皆さんもその報告をお聞きになって進めているということも伺っております。私も速報を見させていただきましたが、とても参考になる点が多く、我々専門委員あるいは委員の皆さんも既に御存じだとは思いますが、ぜひそういったエビデンスも今後は重要にしながら我々も事業を進めていけるといいなと思えました。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、程代理、お願いします。

○程委員 ガバナンス・コンプライアンスのお話で、先ほどの野村委員や清原委員の御指摘と同様のことを、私も申し上げようと思っておりました。基本的には2017年から準備室ができて、2019年から実際に休眠預金が社会に循環し始めましたが、その後コロナやインフレが起きたりしました。そうした状況下、JANPIAさんを中心にこの制度を回していくというすばらしいサイクルができたと思うなかで、こうした形で通報があって、いろいろと信頼性を高める手段や施策を考えていらっしゃるということは、とてもいい進捗だという感想を持っています。

そんななか、私自身も企業のガバナンスやコンプライアンスを実際に5社でやっていますし、大学のコンプライアンスなどもやっていますが、こういったものは生き物というか、常に進化させないといけない。はやりの言葉で言うと、毎年アップグレードしないといけないなかで今、大事なステージに来ているかと思っています。先ほど清原委員が指摘されたように、プロセス自体にどう埋め込むかは非常に大事で、それにはIT、デジタルの技術

も使いますし、サンプル調査もできると思いますが、コストと信頼性を確保することというのはトレードオフにあると思います。JANPIAさんに今後お願いしたいのは、ガバナンスやコンプライアンスの領域の仕組みを高度化して、毎年アップグレードしていくところをぜひ御提案いただきたいと思います。それが1点目です。

2点目は、ホームページを見ると、最初の画面に内部通報の項目があって、これはとてもいいことだと思います。しかし、実際にどれぐらいの数の内部通報が経年で上がってきているのか。JANPIAさん自身も理事会や評議員会があって、そこでもチェックされていると思うのですが、我々委員会でもそういった情報を見ることが可能なのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○高橋会長 JANPIAさん、お願いします。

○大川事務局長 ありがとうございます。

最後に御指摘のところなのですが、おっしゃるように、ホームページでどういった通報案件がどれぐらいの件数で、かつどういう内容のものが来ているのかを示していこうと準備はしておりますが、まだそれができていないところではあるのですが、全体像をお伝えしますと、2019年度から通報窓口を設置して累計で受け付けている案件はちょうど20件ございまして、昨年10月ですか、直近の10月に窓口をもう少し直接JANPIAで受け入れるように多様な工夫をしたときからですと、そこから6件ほど来ております。ですから、より一層通報案件といたしまししょうか、窓口を間口を広げながら情報を集めていく努力はさせていただいている状況ではありますが、それに比例して当然適切な対応を求められていくこともございますので、その辺り、逆に言いますと、いろいろな知見が我々の側にもある意味でたまっていく、こういうケースについてどう対処すべきかということも含めて、あるいはこれから休眠預金の事業を担いたいという方々にとってもこういったところを注意すべきだということが周知されていく、こういう効果があるかと思っております。この辺り、改めて周知の仕方、せつかくいい形で皆様から、いい形という表現が適切か分からないのですが、様々な予兆把握のための情報が寄せられることをしっかりと活用できるような仕組み、仕掛けを今後も進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○程委員 ありがとうございます。

受動的なところと、先ほど最初に話した能動的にいかにかチェックしていくかというところ、その辺のサイクルをぜひ構築していただきたいと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。

曾根原専門委員、お願いします。

○曾根原専門委員 ありがとうございます。

先ほど掲載された予算の比較表のページを出していただけますでしょうか。そのページをお願いします。2番目の事務局運営費のところ、広報・情報発信力の強化という点が

入れられておまして、私がかねがねこの審議会でも申し上げておりますけれども、この制度の知名度、認知度がまだまだ低いのではないかと感じておりますので、このような取組をしていただくことにはとても賛成です。その中で、私自身がこの制度自体が広報・情報発信力の強化につながるものとして期待しているのが、新しく始まる出資や融資の制度です。一般的な助成団体の枠組みの中で、助成と出資・融資を同時に行う団体はあまりないと思います。ですから、非常に特徴のある活動になるのではないかと思います。これがひいては広報・情報発信力の強化につながるのではないかと私は勝手に考えております。その意味において、新たな予算増として先ほどお話のありました調査・研究等に要する人員、これは出資・融資に関する人材確保と事前のレクでも聞いておりますけれども、これが盛り込まれていることは私も大変期待をしております。

その中で、質問なのですけれども、出資・融資を行うに当たって情報発信力の高い事業にしていくためには、質の高い人材の確保は必須なのだろうと思います。質の高い人材を確保するというからには、それなりの年収も確保しなくてはいけないでしょうし、また、常勤・非常勤、どのような形を取るのか、どのような形で集めるのかはとても重要なのではないかと考えているところです。その意味で、先走りの質問かもしれませんが、出資・融資に関わる専門人材を確保するにおいてどのような考え方を持っていられるのか、常勤・非常勤、年収規模、集め方などについて、考えていられることがあれば教えていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○高橋会長 JANPIAさん、お願いします。

○大川事務局長 では、私からまず補足いたします。

今、御指摘のところ、非常に重要であります。一方で、なかなか難易度が高いことは承知しておまして、もちろん必ずしも常勤の職員を相応の年収で確保する、これはなかなか容易ではないので、場合によっては一定の当該領域の専門性を生かしていただくための非常勤のような形での業務のお願いの仕方であったり、そういった意味で人を集めてくるとか、そういった事業領域の専門性の高い人材を確保するために人材紹介等の仕組みの活用であったり、様々に検討はしておりますが、試行錯誤しながら、あるいは属人的にこういうことに詳しい方はいませんかみたいなところもやりながらということで、複数のルートで公募などをかけながら対応を進めているのが実態でございます。なかなか難易度は高いですが、これはしっかりやっていると、皆様からの御指摘のとおり制度の運営の根幹に関わる肝になるところかと思っておりますので、ここはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上であります。

○曾根原専門委員 ありがとうございます。

○高橋会長 続いて、服部委員、お願いします。

○服部委員 ありがとうございます。

端的に1つだけなのですけれども、これだけの件数と金額がどんどん動くようになって

きていますので、相当事務局は大変なのではないかと思っています。そういう中で、監督強化というお話がずっと出ていますので、大事なことであることに賛同する上で、柔軟な対応をしていってほしいということを申し上げたいと思っております。これまで多くの団体は非常に適切に資金を生かして活動しているわけですので、そこを間違えないようにしていただきたいと。ようやく私も休眠預金を頂戴して頑張っているという実行団体に会えるようになってきましたので、裾野の広がりを感じているところです。特にコロナというよりは物価高騰関係で非常に困っている人たちが増えているわけですね。もちろん団体によっては不慣れなマネジメントのところもあるわけですが、そういう団体も草の根も引き上げていくというところだったと思いますので、ここのターゲットですね。休眠預金のターゲットが本当に幅広いので、事務局回りは非常に大変だと思うのですが、そこを十分注意していただきたいので、監督強化がかなり厳しく言われている気がしましたので、申し上げました。

人材ですけれども、専門性の高さというよりはコミュニケーション能力だと思うのです。その辺りも留意していただいて、非常に高い専門性のスキルを持った人というよりは、この休眠預金活用の事業に対して愛着を持ってやっていただくということであれば私は可能だと思っていますので、その辺りも配慮をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

野村委員は再度ございますか。どうぞ。

○野村委員 今、服部委員からもお話があったように、私も先ほどの発言がどちらかというと監督強化というのでしょうか、コンプライアンスを徹底するように聞こえたかもしれませんが、それは本意ではないということをつけ加えさせてください。といいますのは、例えばこのルールで行きますと、すごく小さな団体であるにもかかわらず、不祥事防止の定番になっているということでいわゆる内部通報制度みたいなものを設けてしまうかも知れません。しかし、これは明らかに体に合っていないわけですね。でも、例えば外部に弁護士事務所を設けて、そこに通報するような仕組みをつくる旨を規程に書き、実際に外部の弁護士事務所と契約を結んで実施していると、合格ということになってしまいます。一応これで回ってしまうのですが、どう考えてもその団体にとっては不要な施策ですね。そこに費用をかけるぐらいだったら、もっと休眠預金を有効活用してもらいたいということになると思いますので、その辺りのちゃんと目利きがあって指導できるような形にさせていただかないと、どんどん過剰コンプライアンスになってしまうのではないかと思います。小規模な団体の場合は、内部通報の仕組みを作るよりは、代表者とメンバーとがワン・オン・ワンのミーティングを繰り返し信頼関係を構築した方が合理的で、そうすれば通報制度などはいいいわけです。その辺り、監視する側の能力もかなり問われると思いますので、ぜひ過剰にならないようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○高橋会長 ありがとうございます。

大体皆さんの意見が出たと思いますが、最後にJANPIA、今までの意見を受けて、いかがですか。

○岡田専務理事 ガバナンス・コンプライアンスの関係で大分御意見をいただいたと思います。この間、私どもも資金分配団体の方といろいろとコミュニケーションをする中で、実行団体の規程類の整備などについて非常に積極的に取り組んでおられる団体が多くあります。いろいろと話を聞きますと、無理やりやるというより実行団体の皆さんとよくコミュニケーションを取って、何でこういうものが必要なのか、どうすればいいのかということ非常にコンサルしているという言い方がいいかどうかあれですけども、そういう形で非常に協力的にやって理解を広げようという取組をされているところが多くありますので、ぜひそういうものを我々としては伸ばしていきたいと考えているところでございますので、決して強制的にやるとか、そういう視点ではございませんので、今日大変多くの御指摘をいただきましたので、その辺を実際の運営に反映させていきたいと思っています。

以上でございます。

○大川事務局長 御指摘ありがとうございます。

基本的に今回制度のところ資料の4ページにあったような幾つかの改正、4つのポイントですか、そういったところはこれまで事業に取り組んでいただいていた資金分配団体の皆様から見ると、かなり大きな改変点でもあると。また、これからやろうとされている方々から見ても、今までなかったのにこういうことが強化されるのだみたいな見え方になる。これを踏まえますと、もう少し我々はこれをなぜやるかという趣旨をしっかりと説明していくことが大事だと思っていまして、こういった取組はなぜやるのかもそうですし、これをやることによってこの事業全体の信頼性が向上していくことにつながって、これが制度の将来の発展につながるのだということですね。この辺りをよくよく皆様にも御理解いただく中で、また、やっていく中で、業務改善のプロジェクトチームなどもこれまでも回してきましたけれども、何か問題、懸念事項が出てくるのであれば、それにも対応していくことを継続的にやる。我々は連携、協働、対話ということをもットーに取り組んでおりますので、引き続きそういったスタイル、スタンスで臨んでまいりたいと思っております。

補足でありました。以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、御意見も出そろったようですので、ここで意見交換は終了したいと思います。

事務局から5年後見直しの対応方針を踏まえた法案の準備状況について、前回2月20日の審議会での報告からのアップデートがあるそうなので、お願いいたします。

○小川室長 事務局でございます。

簡単に御報告させていただきます。前回お話ししたとき以降、各党、議連のほうで準備は順調に進んでおるところでございます。私どもも横で座ってその姿を見せていただいておりますけれども、順調に進んでおりまして、早ければ今月中にも各党での手続が終了す

ると、こうした段階まで進んでいるところでございます。また追って動きがありましたら御報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

続けて、事務局から事務連絡をお願いします。

○小川参事官 本日御審議いただきましたJANPIAの2023年度事業計画及び収支予算につきましては、いただきました御意見を踏まえまして、所要の最終的な調整を進めまして、今月中に内閣総理大臣の認可に向けて、速やかに手続を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

少し駆け足になりましたけれども、本日はこれにて議事が全て終了いたしました。どうもありがとうございます。どうぞ御退室ください。